

笠間市総合防災訓練を実施します

東日本大震災を教訓に、大規模地震等の災害を想定した実践的な災害応急活動の防災訓練を実施します。

日 時 11月24日（土）午後1時30分開始

場 所 友部小学校



【防災訓練】午後1時30分～

避難誘導および避難訓練

避難所開設訓練・負傷者搬送訓練

火災防御訓練・炊出し訓練など

【体验・展示】午後2時50分～

水バケツリレー体験・起震車体験

心肺蘇生法（AED）体験・水消火器訓練

はしご付消防自動車の搭乗体験など

【問合せ】総務課危機管理室（内線206・207）

平成21年度総合防災訓練 火災防御訓練（写真上）および水消火器訓練（写真下）▶



介護保険

要介護（要支援）認定を受けている方の税控除について

○障害者控除

納税者本人または生計を一にする方が所得税法および地方税法上の障害者に該当する場合は、一定額の所得控除を受けることができます。

65歳以上で要介護（要支援）認定を受けている方は、障害者手帳などが交付されていなくても、障害者と同程度であると福祉事務所長が認定する場合は、障害者控除の対象となります。

この場合、「障害者控除対象者認定証」が必要になりますので、認定証が必要な方は、申請して事前にご用意ください。

○申請対象者：平成24年12月31日現在で介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方（主治医意見書で心身の状態を確認します）

○申請場所：高齢福祉課または各支所福祉課

○必要なもの：対象者の印鑑

○申請期限：12月28日（金）まで

※認定された方には認定証を、該当しなかった方には非該当通知書を、申請日の翌日以降に交付します。

※平成22年もしくは平成23年に認定証を交付された方は、本年以降も有効に使用できますので、申請の必要はありません。ただし、心身の状態が変わった場合は再申請の必要があります。詳しくは担当までお問い合わせください。

○おむつ代の医療費控除

納税者本人または生計を一にする方のために医療費を支払った場合は、一定額の所得控除を受けることができます。

要介護（要支援）認定を受けている方が使用したおむつ代についても、医療費控除の対象となる場合があります。

おむつ代の医療費控除を受けるためには、確定申告の際に「おむつ代の領収書」と医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要になります。

なお、要介護（要支援）認定を受けていて、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」に代わって、市が交付する「おむつ代の医療費控除に係る主治医意見書内容確認書」で控除を受けられる場合があります。該当すると思われる方は、印鑑をご用意の上、高齢福祉課または各支所福祉課へ申請してください。

申請された場合は、要介護（要支援）認定の際に使用した主治医意見書の内容から、寝たきり状態であり、おむつ使用の必要性が確認できた方に、確認書を交付します。

【問合せ】

○書類交付に関するご質問：高齢福祉課（内線171・173）

笠間支所福祉課（内線72134）

岩間支所福祉課（内線73173）

○税の控除に関するご質問：税務課（内線112・113・115）

無料体験受付中



冬期講習受付開始

成績保証制

小学2年～中学3年対象

11月入会金無料キャンペーン

期間限定11月30日(金)まで

キこという世界遺産を応援します



と・こ・と・ん・教・室

入会金15,000円
無料キャンペーン

平成進學アカデミー

水戸校 筑西下館校 笠間友部校 笠間稲荷校 ひたちなか校 那珂校 東海校 日立校

大みか校 多賀校 小木津校 常陸太田校 十王川原校 高萩校 磐原校 大津校

☎029(253)1722 ☎0296255445 ☎0296785560 ☎0296721466 ☎0292738655 ☎0292981588 ☎02912877123 ☎0294266373

☎0294542215 ☎0294352415 ☎0294436208 ☎0294721200 ☎0294391255 ☎0293207711 ☎0293436455 ☎0293465655

www.tokotonkyoshitsu.com 電話受付時間／日曜以外の午後3:00～10:00 ご来校の前に電話でお問合せ下さい。